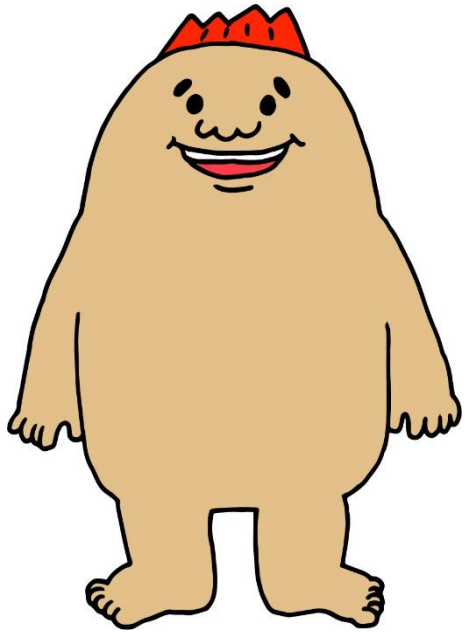
通所系・短期入所系・多機能系サービスにおける留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 地域密着型通所介護
- 療養通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

鹿児島市　長寿あんしん課　長寿施設係

根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

留意点①　指定通所サービス事業所における事業所規模による報酬区分の取扱い

対象：通所介護、通所リハビリテーション

○　「指定通所介護」及び「指定通所リハビリテーション」においては、事業所規模に応じた介護報酬が設定されていることから、同サービスを提供する全ての事業者は、毎年３月に介護報酬算定区分の確認を行う必要があります。
○　事業所規模の変更の有無を、「規模別報酬計算表」により確認し、報酬区分が変更になる場合は届出を行ってください。

◆ 様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。
ホーム ＞ 健康・福祉 ＞ 介護保険 ＞ 事業者関係 ＞ 加算に関する届出 ＞ 指定通所サービス事業所における事業所規模による報酬区分の取扱い
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/hoshu.html

留意点②　医療機関から退院した利用者の計画作成

対象：通所リハビリテーション

○　通所リハビリテーションについて、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、リハビリテーションの情報を把握することが義務付けられました。

留意点③ 生産性向上委員会の設置（令和９年４月から義務化）

対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○　事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置すること、また、定期的に開催することが義務付けられました。

※次のサービスも対象です。
介護老人福祉施設(地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

留意点④ 生産性向上推進体制加算の実績データの報告

対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○　「生産性向上推進体制加算」を算定する事業所は、事業年ごとに１回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する必要があります。

○　該当事業所は、「生産性向上推進体制加算実績報告システム」により、期限内に報告してください。(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/)

※　このシステムの利用に当たっては、ＧビズＩＤの取得が必要です。

留意点⑤ 研修を修了していない職員の配置に係る取扱いについて

対象：認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○ 一部の地域密着型サービスでは、認知症介護実践者研修等を修了することが人員基準として定められています。

○ 特に、計画作成担当者・介護支援専門員が研修を修了していない場合、人員基準欠如減算（所定単位数の１００分の７０に相当する単位数の算定）の対象となります。

ただし、本市からの推薦を受けて研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としません。

○ 従業者の人事異動や退職等による欠員（予定を含む。）に対して、計画的に研修を受講するようお願いします。

※ 研修を修了していない管理者、計画作成担当者・介護支援専門員の配置について、人員基準や介護報酬請求に係る諸規定に即した対応を行ってください。

※次のサービスも対象です。
認知症対応型共同生活介護

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html

◆感染症の集団発生について

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/kansen/kansensho.html

◆介護保険施設等において、臨時的に事業を制限する際の報告

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html

【厚生労働省】

◆介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

◆介護サービス関係Ｑ＆Ａ集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html